

第653回通関協議会（本関地区）

1、日 時 平成24年 6月 5日（火）12時より

2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

3、議題等（敬称略）

（1）クリームに係る特別緊急関税の発動について

業務部 山田 統括審査官（通関総括第3部門）

（2）非違僅少通関業者発表について

業務部 金野 通関業監督官

4、その他・連絡事項等

・システム障害時における暫定取扱要領について（資料なし）

監視部 高橋 システム企画調整室長

・大型X線検査装置の稼働停止に伴う協力依頼について

監視部 森川 次長

開催予定日 平成24年 7月 10日（火） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: yokohama@kanzei.or.jp

2012年6月5日
本関地区通関協議会資料
横浜税関業務部
通関総括第3部門

NACCS掲示板からの転載

【通関業者の皆様へ】

クリーム(別表第1の6項名3)に係る特別緊急関税の発動について

関税暫定措置法第7条の3第1項の規定に基づき、クリーム(別表第1の6項名3)に対して平成24年6月1日から平成25年3月31日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5. NACCS用品目コード(輸入)」中、「暫定法第7条の3発動後のもの」が適用となりますので、充分ご注意ください。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせ下さい。

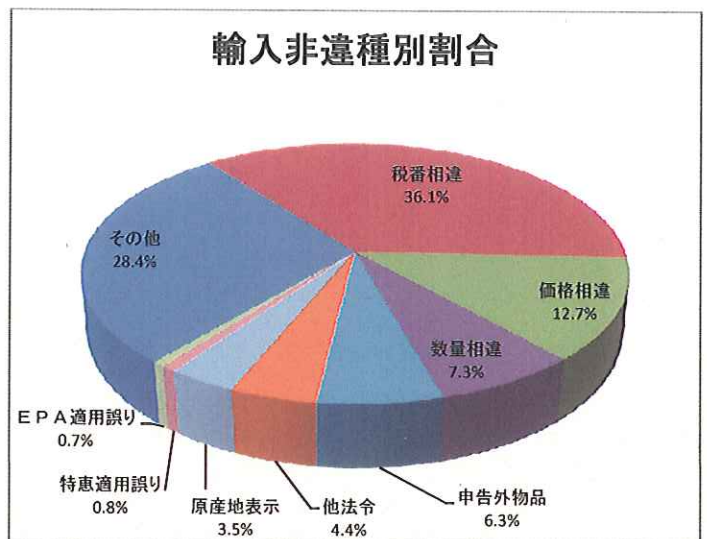
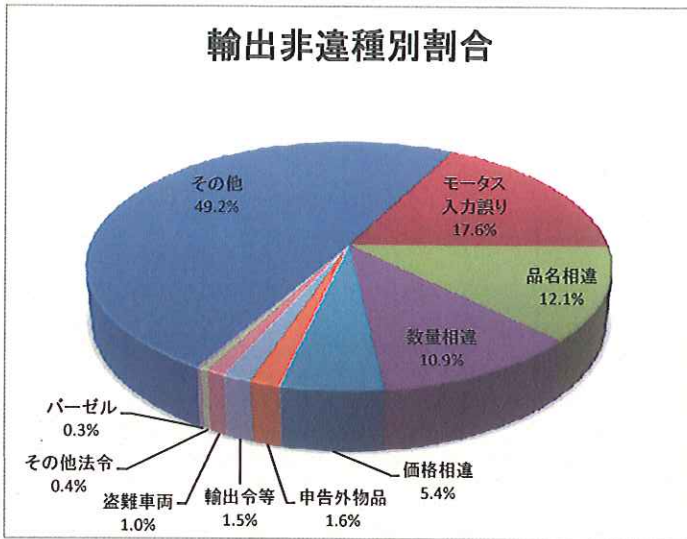
【クリーム(別表第1の6項名3)に係る発動対象品目】

実行関税率表(2012)			NACCS用品目番号コード			備考
番号	細分	NACCS用	番号	細分	NACCS用	
0401.40	190	+	0401.40	190	6	その他のもの
				001	6	暫定法第7条の3発動後のもの
0401.50	119	+	0401.50	119	2	その他のもの
				001	3	暫定法第7条の3発動後のもの
0401.50	129	+	0401.50	129	5	その他のもの
				002	4	暫定法第7条の3発動後のもの

平成23年10月－平成24年3月期 通関非違データ

H24.6.5
通関協議会資料
横浜税関業務部
首席通関業監督官

1.通関非違種別割合



2.グループ別非違率等

①グループ別非違率

	グループ別基準	非 違 率		
		前々回	前回	今回
Aグループ	件数が1,000件以上かつ品目数が100以上の者	2.2%	2.0%	2.3%
Bグループ	件数が200～999件かつ品目数が100以上の者	2.9%	2.4%	2.6%
Cグループ	件数が200件以上かつ品目数が50～99の者 又は、件数が100～199件かつ品目数が50以上の者	1.7%	1.4%	1.9%

件 数：区分2又は3の輸出入申告件数をいう。

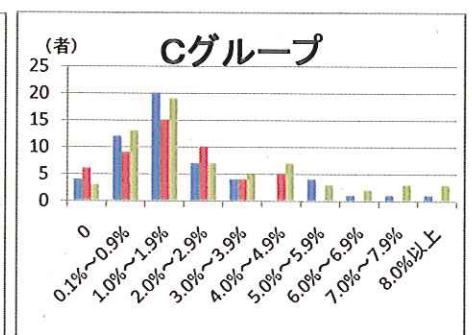
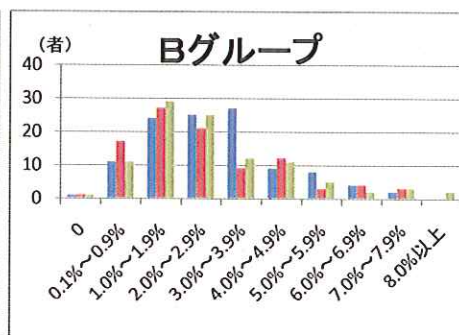
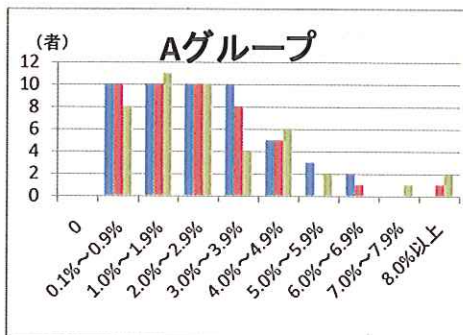
品 目 数：輸出入申告に係るHSコードを4桁で集計した数をいう。

非 違 率：各グループ別に、非違件数(合計)／件数(合計)を算出した率をいう。

者：輸出入申告をしている通関営業所をいう。

集計対象期間：平成23年10月～平成24年3月

②グループ別非違率分布



■ 前々回
■ 前回
■ 今回

【参考】

	発 表 基 準
Aグループ	非違率1%未満の者
Bグループ	非違率0.5%未満の者
Cグループ	非違ゼロの者

【お問合せ先】

横浜税関業務部首席通関業監督官
TEL : 045-212-6051
担当: 橋本、金野

平成24年6月1日
横浜税関監視部

関係各位

大型X線検査装置の稼働停止に伴う協力依頼について

平素から輸出入貨物等の検査に対し、ご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、横浜税関大黒埠頭コンテナ検査センターの大型X線検査装置については、機器更新のため、本年7月1日から平成25年2月末まで稼働を停止し、平成25年3月1日から再稼働する予定としております。

つきましては、その間、大型X線検査は横浜税関コンテナ検査センター（本牧）で行うこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合先 横浜税関監視部検査総括部門 045-625-5014
